平成２７年（フ）第５８９号
東京都豊島区高松３丁目３－１－113
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９号
栃木県下野市文教１丁目20番地12
債務者　浅倉　恒治
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７１号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地30、商業登記簿上の本店所在地長崎県大村市東三城町19番地
破産者　株式会社デライト
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２０７号
札幌市中央区北６条西13丁目２番地４
破産者　北海道ロングリバー株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３８号
札幌市中央区南２条西13丁目319番地　南大通ビル二条館５階、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区南２条西13丁目319番地　南大通ビル二条館１Ｆ
破産者　株式会社エルム企画
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
群馬県太田市安養寺町18番地の１
破産者　上州土木株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９６号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目18番24号
破産者　有限会社泉電業社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５９１９号
大阪府寝屋川市日之出町２番25号
破産者　株式会社天満屋
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１４号
大阪府東大阪市西石切町５丁目２番17号
破産者　株式会社ハウス販売工業
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２１号
大阪市大正区北村２丁目１番28号
破産者　有限会社エイコー
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４４号
大阪府茨木市三島丘２丁目11番15号
破産者　株式会社ケイ・シュクル
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５３号
大阪府豊中市豊南町西５丁目７番５号
破産者　三光ペツト株式会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４４号
大阪府守口市大日町２－27－12、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区安土町１丁目６番22－608号
破産者　株式会社ＫＡＩＳＨＩＮ　ＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９３号
大阪市港区波除１丁目２番１－203号
破産者　株式会社大田建設工業
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４５８号
大阪市東成区大今里３丁目13番20－806号
破産者　株式会社エヌケィティ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１９号
大阪市北区中之島６丁目２番40号　中之島インテス10階、商業登記簿上の本店所在地京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１
破産者　株式会社ユニホップ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５１号
大阪府大阪狭山市東野西２－786－４、商業登記簿上の本店所在地大阪市東住吉区東田辺３丁目１番５号
破産者　有限会社サンワインテリア
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
大阪市平野区長吉川辺３丁目５番21号
破産者　有限会社バスコ
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
徳島市大和町２丁目３番41号城東アビタシオン605
破産者　株式会社アボバ企画
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
神奈川県三浦市初声町高円坊1589番地
破産者　有限会社三浦運輸
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７２号
愛知県豊田市大林町17丁目２番地８　コーポ畔柳Ａ－２
破産者　有限会社マンネン社
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
三重県鈴鹿市三日市南１丁目２番８号、前住所三重県鈴鹿市稲生塩屋２丁目22番25号
破産者　グレートベアこと　前川　　実
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係